

令和2年度第2回愛媛県障がい者施策推進協議会 及び第2回愛媛県障がい者自立支援協議会 議事録

（ 日時：令和3年3月22日（月） 13：30～15：30
場所：中予地方局 6階 第2会議室 ）

1 開会（保健福祉部長あいさつ）

2 会長あいさつ

3 議事

（1）第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の策定について

【事務局】

資料に基づき説明。

【委員】

現在、市町でも障がい福祉計画を策定しているが、市町によって、病院や施設の有無など社会資源に差があり、県においては、地域格差が生じないように支援していただきたい。（要望）

【委員】

障がい者の地域移行について、障がい者の重度化や高齢化のため進んでおらず、次期計画の成果目標は、国の基本指針を下回る数値になったとの説明だったが、県として、目標達成のための具体的な取組みがあれば教えていただきたい。

【事務局】

地域移行はすぐ解決できる問題ではないと考えており、県では、引き続き、市町と連携し、障がい者の重度化・高齢化に対応できる日中サービス支援型共同生活援助（グループホーム）の整備に対し補助を行うほか、障がい者が必要なサービスを受けながら地域生活をおくるため、重要となる相談支援専門員の養成や質の向上に資する研修を行い、地域の相談支援体制の強化、充実を図っていききたいと考えている。

【委員】

障がい者の地域移行を進めるため重要になるのは、障がい者の地域生活を支える地域生活支援拠点等と地域の相談支援の核となる基幹相談支援センターと考えているが、ただ単に整備しても、機能が充実していないと意味がない。事務局から、第5期計画期間中に整備される地域生活支援拠点等は単独設置が多いとの説明があったが、社会資源が少ない市町においては本来の役割や十分な機能が果たせない可能性があり、県においては、その運用についても注意していただきたい。また、職員の制度への理解が不十分な市町もあり、県において制度周知や意識啓発等を行っていただきたい。（要望）

【委員】

精神障がい者の地域移行について、圏域単位である保健所で行うのか、市町で行うのか、役割の整理が必要であるが、市町で設置している自立支援協議会を活用す

ればよいと考える。また、松山市では精神保健福祉士が配置され、政策立案や施策の推進に携わっており、県にも専門職がいれば施策を進めやすいのではないかと考える。

【委員】

相談支援について、四国中央市では、定期的に福祉に関する何でも相談会を実施しており、関係者間の情報共有を図っている。コロナ禍で、最近はあまり開催できていないが、そういった何でも話せる場が重要と考えている。また、市町職員と相談支援専門員も連携がとれており、基幹相談支援センターが中心となり支援している。

【委員】

身体障害者手帳所持者の数が年々減少しているが、施策目標を達成するため、手帳の取得を断るようなことはないだろうか。肢体不自由の方に手帳取得を勧めたが、手帳の対象にはならないと断られたことがあると聞いた。そのような事はないと思うが、教えていただきたい。

【事務局】

身体障害者手帳は医師の診断書に基づき発行しており、施策目標達成のために取得を断るといったことはない。

(2) 障がい者自立支援協議会専門部会の活動状況について

【事務局】

資料に基づき説明。

【委員】

人材育成部会・相談支援部会の統合について、短期目標として「相談支援従事者研修の適切な実施」とあるが、部会は研修を実施する場所ではなく、市町における実践や、研修実施のための後方支援、どのように研修を強化して、どのようなポイントを強調すべきか等の題材を整理する場所であり、部会が研修をする場所だと見えてしまうと感じた。また、「基幹相談支援センターの機能整備方策について協議する」ことは、県と市町の役割であって、部会の役割ではない。市町に基幹相談支援センターが設置された際、充実のために何が課題なのか、何をすべきなのかを協議・検討するのが部会であって、整備をするのは部会の役割ではないと考えるがどうか。

【事務局】

御意見のとおり、部会は研修を実施する場所ではなく、そのために人材育成ビジョンに基づきワーキンググループの設置を進めているところ。ただ、相談支援従事者研修に新しいカリキュラムが導入され、部会委員が講師を担っていたことから、研修の実施が中心になっていた状況にある。両部会を統合することで、来年度以降、本来の目的に向けて検討を進めていきたいと考えているので、引き続きご意見を賜りたい。基幹相談支援センターについては、部会委員から、既に基幹相談支援センターを設置している市町において、うまくいかなかった事例も上がってきているので、そうした事例への対応策を協議しながら、市町と連携し、機能的な基幹相談支援センターの整備につなげていきたいと考えている。

【委員】

個別事例だが、自身が担当している家族が他市へ転出するため、転出先の市職員に相談支援事業所を紹介してほしいと頼んだが、今は市内の相談件数が多いため、市から紹介することはできないと言われた。そこで、基幹相談支援センターにつながいでも良いか確認したところ、基幹相談支援センターに関する認識が全くなかった。このような状況では利用者のデメリットにつながる。基幹相談支援センターの整備も重要だが、相談支援体制について、県から市町に対して支援してほしいと強く感じた。

【事務局】

市町によってそのような事例が発生していることは聞いているが、それ以上に市町の窓口の担当職員の質の向上は課題になってくる。市町と連携しながら質の向上、スキルアップに努めていきたいと思うので、御協力をお願いしたい。

(3) その他

【会長】

本日の議題のほか、気づいた点、提言等あればご発言をいただきたい。

【委員】

コロナの関係。3月18日の毎日新聞の報道で、知的障害者施設に入居されている精神障がい者を、高齢者に続いて優先的にワクチン接種をさせるというものがあったが、県の予定はいかがか。

【委員】

ワクチン接種については、国から県、県から市町、市町から基幹病院にワクチンを配布するよう準備を進めている。まずは、国が対象としている県内1万人の医療従事者に接種していただき、続いて国が対象とする以外の県内約5万4千人の医療従事者に接種をしていただく予定。そして、高齢者の優先接種がはじまるわけだが、現段階では1万人分のワクチンしか届いていないため、具体的なスケジュールは見通せない状況である。

【委員】

来年度の報酬改定において、ピアサポートの実施に関して示されているが、県として、事業所へピアサポーター養成のニーズ調査を実施する予定があるか、教えていただきたい。

【事務局】

そもそもどういった研修を実施すれば良いかということで、既存の研修を県又は市町が認めれば良いという話しか上がってきていない状況。来年度早々にピアサポーター研修のニーズ調査を実施した上で、県としての方針を決定したいと考えている。

【委員】

精神障がい者に対する地域包括ケアシステムの構築については、保健、福祉、医療を総合した協議会が各圏域に設置されていると聞いているが、まだまだ県民には認知されていないと思う。家族会では話しているが、相談支援事業所もあるが、困った時には、まずは地域包括支援センターに相談すれば良いということを県民に周知したほうが良いのではないか。

【事務局】

福祉の相談窓口については、子育て、難病なども含め、市町でワンストップ窓口を作ろうという流れができつつある。伊予市で「福祉まるごと相談窓口」というものができているという話を聞いているが、一方で、相談のためには専門的な知識が必要な分野もあるので、うまく使い分けながら、適切な窓口案内できる体制を整えられればと考えている。

【委員】

ピアサポーターについてだが、人材バンクのようなものがあるのか。

【委員】

精神障がいに限ったことだが、松山市では、相談支援専門員と協力して、ピアサポーターの養成を行っている。基礎コースとスキルアップコース、両方を受講した方の中から、自殺対策として、松山市から委託を受けて「生きる応援相談」という電話相談を行っている。基礎コース受講者については40名、そのうちスキルアップコース受講者が20名程度。電話相談に登録されているのが15名程度で、現在動いているのが9名。また、2ヵ月に1度、松山市の保健所で連絡会を行っている。その他久万高原町では、ピアサポーターが1人いて、西条市でも養成を始めたと聞いている。

【委員】

精神障がいに限らず、様々な障がいにおいてピアカウンセリングができるよう、人材バンク的にできたら良いと思う。

【委員】

現在当協議会に家族会の方が参画しているが、こういった会にこそ精神障がいの当事者に参加してほしい。実際に松山市では、2年後には自立支援協議会に精神障がい当事者をメンバーに入れることを計画に入れている。

【委員】

ピアサポーターについて、本当に大事なことだと感じた。自分は発達障がい児や親の支援をしている。親がペアレントメンターとなって他の親の支えをしているが、皆がそういった場を知らないとニーズがつかめないなので、引き続き周知していきたいと思っている。県から委託を受けて60名くらいのペアレントメンターが養成されているが、後方支援やフォローアップも必要なのではないかと感じている。

また、先ほど子ども部会の活動報告において早期の気づきのシステムの構築とあったが、発達障がいの場合、保健や福祉、教育等の様々な機関が関連するので、市町の関係機関が連携できるよう、県から後方支援をしていただきたい。早期の気づきのシステムというのは保健の分野においても重要であると思うので、保健分野と福祉分野がどう連携していくべきか、協議していただきたいと思った。

(報告事項)

【事務局】

資料に基づき、令和3年度報酬改定及び社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染者発生時の対応について説明。